

## 令和2年度 管理費単価表

(1)事務費の一般分保護単価に含まれている管理費

## 【本体施設】

定員	① 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
30人	21,719
31～40	18,943
41～50	16,173
51～60	15,402
61～70	14,641
71～80	13,867
81～90	13,113
91～100	12,354
101～110	12,184
111～120	12,024
121～130	11,857
131～140	11,692
141～150	11,471
151～160	11,431
161～170	11,324
171～180	11,232
181～190	11,129
191人以上	11,027

## 【本体施設】

定員	①-2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設を併設する場合)
	円
10人	48,301
11～20	29,114

## 【併設施設】

定員	①-3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設に併設する場合)
	円
10人	35,237
11～20	23,163

## 【本体施設】

定員	② 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
40人	19,616
41～50	18,722
51～60	16,963
61～70	15,863
71人以上	14,801

【本体施設】

定員	③ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
30人	20,049
31～40	17,331
41～50	14,609
51～60	13,904
61～70	13,235
71～80	12,509
81～90	11,815
91～100	11,126

【本体施設】

定員	③-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)
	円
10人	46,202
11～15	33,130
16～20	26,588
21～25	35,297
26～30	20,049

【併設施設】

定員	③-3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 (主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合)
	円
5人	57,741
6～10	32,851
11～15	24,229
16～20	19,918
21～25	17,349
26～30	15,602

【本体施設】

定員	④ 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
30人	19,895
31～40	17,194
41～50	14,481
51～60	13,793
61～70	13,137
71～80	12,424
81～90	11,746
91～100	11,066

【本体施設】

④-2	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設又は主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)
	円
10人	45,862
11 ~ 15	32,880
16 ~ 20	26,396
21 ~ 25	22,496
26 ~ 30	19,895

【併設施設】

④-3	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 (主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合)
	円
5人	57,680
6 ~ 10	32,787
11 ~ 15	24,497
16 ~ 20	19,847
21 ~ 25	17,264
26 ~ 30	15,533

【本体施設】

⑤	
定員	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
50人	18,489
51 ~ 60	17,945
61 ~ 70	17,527
71人以上	16,922

(2)事務費の加算分保護単価に含まれている管理費

【本体施設・併設施設】

定員	①
	福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児 を入所させる福祉型障害 児入所施設を除く。)の 職業指導員加算分
	円
30人	1,123
31 ~ 40	899
41 ~ 50	672
51 ~ 60	604
61 ~ 70	537
71 ~ 80	472
81 ~ 90	404
91 ~ 100	333
101 ~ 110	312
111 ~ 120	287
121 ~ 130	264
131 ~ 140	246
141 ~ 150	220
151 ~ 160	213
161 ~ 170	209
171 ~ 180	198
181 ~ 190	192
191人以上	186

【本体施設・併設施設】

定員	①-2
	福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児 を入所させる福祉型障害 児入所施設を除く。)の 職業指導員加算分
	円
10人	3,402
11 ~ 20	1,695

【本体施設・併設施設】

定員	①-3
	主として盲児又はろうあ 児を入所させる福祉型障 害児入所施設の職業指導 員加算分
	円
5人	6,813
6 ~ 10	3,402
11 ~ 15	2,266
16 ~ 20	1,695
21 ~ 25	1,356
26 ~ 30	1,123

(注)本体施設であっても併設施設であっても同額

【本体施設・併設施設】

定員	② 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分
1人につき	円 1,695

【本体施設・併設施設】

定員	③ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設等指導員特別加算分
5人	円 112
6～10	56
11～15	37
16～20	28
21～25	22
26～30	20
31～35	16

【本体施設・併設施設】

定員	④ 心理指導担当職員配置加算分	⑤ 心理指導担当職員配置加算分（公認心理師）	⑥ 看護職員配置加算（Ⅰ）費分
10人	円 4,239	円 4,239	円 632
11～20	2,119	2,119	316
21～30	1,413	1,413	211
31～40	1,060	1,060	158
41～50	848	848	126
51～60	706	706	105
61～70	606	606	90
71～80	530	530	79
81～90	471	471	70
91～100	424	424	63
101～110	385	385	57
111～120	353	353	53
121～130	326	326	49
131～140	303	303	45
141～150	283	283	42
151～160	265	265	40
161～170	249	249	37
171～180	235	235	35
181～190	223	223	33
191人以上	212	212	32

【本体施設・併設施設】

定員	⑦ 看護職員配置加算（Ⅱ）費分	⑧ 児童発達支援管理責任者配置費分	⑨ 児童指導員等加配加算分
10人	円 632	円 1,577	円 1,183
11～20	316	789	592
21～30	211	526	395
31～40	158	394	296
41～50	126	315	236
51～60	105	263	197
61～70	90	225	169
71～80	79	197	148
81～90	70	175	131
91～100	63	158	119
101～110	57	143	107
111～120	53	131	98
121～130	49	121	91
131～140	45	113	85
141～150	42	105	79

151 ~ 160	40	99	74
161 ~ 170	37	93	70
171 ~ 180	35	88	66
181 ~ 190	33	83	62
191人以上	32	79	59

## 令和2年度 障害児入所施設職員の本俸基準額表

(単位：円)

区 分	主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	福(4-5) 282,500 福(2-33) 257,900
主任(児童)指導員	福(2-17) 235,400
(児童)指導員	福(2-13) 229,200
職業指導員	福(1-25) 194,500
主任保育士	福(1-37) 212,100
保 育 士	福(1-33) 207,100
事 務 員	行Ⅰ(2-9) 209,400
栄 養 士	医Ⅱ(2-5) 194,700
調 理 員 等	行Ⅱ(1-37) 176,200
介 助 員	行Ⅱ(1-37) 176,200

- (注) 1. 「施設長」欄の主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、上段51人以上、下段50人以下の施設である。
2. 直接処遇職員にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
3. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

## 令和2年度 障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表

(単位：円)

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,300
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 職業指導員	3	7,800
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,300
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 看護師	2	9,400
	(7) 職業指導員	3	7,800
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 主任児童指導員	4	9,300
	(2) その他の児童指導員	4	9,300
	(3) 保育士	4	7,800
	(4) 看護師	2	9,400

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。



別紙4 障害児入所施設職員配置基準

1. 障害児入所施設職員配置基準（2. の場合を除く。）

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医師	看護師	栄養	介護	調理	計
		長	員	員	士	師	師	士	員	員等		
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30	1	1		8	2 (2)				1	4	17 (2)
	31 ~ 40	1	1		10	2 (2)				1	4	19 (2)
	41 ~ 49	1	1		12	2 (2)			1	1	4	22 (2)
	50	1	1		12	2 (2)			1	1	4	22 (2)
	51 ~ 60	1	1		14	2 (2)			1	1	4	24 (2)
	61 ~ 70	1	1		17	2 (2)			1	1	4	27 (2)
	71 ~ 80	1	1		19	2 (2)			1	1	4	29 (2)
	81 ~ 89	1	1		21	2 (2)			1	1	4	31 (2)
	90	1	1		21	2 (2)			1	1	5	32 (2)
	91 ~ 100	1	1		24	2 (2)			1	1	5	35 (2)
	101 ~ 110	1	1		26	2 (2)			1	1	5	37 (2)
	111 ~ 119	1	1		28	2 (2)			1	1	5	39 (2)
	120	1	1		28	2 (2)			1	1	6	40 (2)
	121 ~ 130	1	1		31	2 (2)			1	1	6	43 (2)
	131 ~ 140	1	1		33	2 (2)			1	1	6	45 (2)
	141 ~ 149	1	1		35	2 (2)			1	1	6	47 (2)
	150	1	2		35	2 (2)			1	1	7	49 (2)
	151 ~ 160	1	2		38	2 (2)			1	1	7	52 (2)
161 ~ 170	1	2		40	2 (2)			1	1	7	54 (2)	
171 ~ 180	1	2		42	2 (2)			1	1	8	57 (2)	
181 ~ 190	1	2		45	2 (2)			1	1	8	60 (2)	
191 ~ 200	1	2		47	2 (2)			1	1	8	62 (2)	
主として自閉症児を入所さ	40	1	1		10	3 (2)	2			1	4	22 (2)
	41 ~ 50	1	1		12	3 (2)	3	1		1	4	26 (2)
	51 ~ 60	1	1		14	3 (2)	3	1		1	4	28 (2)
	61 ~ 70	1	1		17	3 (2)	4	1		1	4	32 (2)
	71 ~ 80	1	1		19	3 (2)	4	1		1	4	34 (2)

せる福祉型障害児入所施設											
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介助	調理	計
		長	員	員	指	士	師	師	士	員	員等	
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30 ~ 35	1	1		7		2 (2)			1	4	16 (2)
	36 ~ 40	1	1		8		2 (2)			1	4	17 (2)
	41 ~ 50	1	1		8		2 (2)			1	4	17 (2)
	51 ~ 60	1	1	1	10		2 (2)		1	1	4	20 (2)
	61 ~ 70	1	1	1	12		2 (2)		1	1	4	22 (2)
	71 ~ 80	1	1	1	14		2 (2)		1	1	4	24 (2)
	81 ~ 89	1	1	1	16		2 (2)		1	1	4	26 (2)
	90 ~ 99	1	1	1	18		2 (2)		1	1	4	28 (2)
100	1	1	1	18		2 (2)		1	1	5	29 (2)	
					20		2 (2)		1	1	5	31 (2)
主としてろ	30 ~ 35	1	1		7		1 (1)			1	4	15 (1)
	36 ~ 40	1	1		8		1 (1)			1	4	16 (1)
	41 ~ 50	1	1		8		1 (1)			1	4	16 (1)
	51 ~ 60	1	1	1	10		1 (1)		1	1	4	19 (1)
					12		1 (1)		1	1	4	21 (1)

う あ 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	61	~	70	1	1	14	1 (1)		1	1	4	23 (1)
	71	~	80	1	1	16	1 (1)		1	1	4	25 (1)
	81	~	89	1	1	18	1 (1)		1	1	4	27 (1)
		90		1	1	18	1 (1)		1	1	5	28 (1)
	91	~	100	1	1	20	1 (1)		1	1	5	30 (1)
主 と し て 肢 体 不 自 由 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設		50		1	1	15	1 (1)	3	1	1	4	27 (1)
	51	~	60	1	1	18	1 (1)	6	1	1	4	33 (1)
	61	~	70	1	1	20	1 (1)	6	1	1	4	35 (1)
	71	~	80	1	1	23	1 (1)	6	1	1	4	38 (1)

- (注) ・ 医師の ( ) 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。  
 ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。

2. 主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設・障害者支援施設の併設型施設の職員配置基準

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介護員	調理員等	計
		主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	11人 10～20	1	1	4	6	2 (2) 2 (2)				1 1

(2) 障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介護員	調理員等	計
		主として知的障害児を入所させる福祉型	11人 10～20				3 5		1 (1) 1 (1)			

障害児入所施設											
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	10	1	1	3	2 (2)				1	4	1 2 (2)	
	11 ~ 15	1	1	4	2 (2)				1	4	1 3 (2)	
	16 ~ 20	1	1	5	2 (2)				1	4	1 4 (2)	
	21 ~ 25	1	1	6	2 (2)				1	4	1 5 (2)	
26 ~ 30	1	1	7	2 (2)				1	4	1 6 (2)		

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

職員		施設	事務	児童指導	保育	医師	看護師	栄養	介助	調理	計
		設	員	員	士	師	師	士	員	員	

施設及び定員		長	員	員	士	師	師	士	員	等	
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	5 人				2						2
	6 11				3						3
	16 21				4						4
	26 21				5						5
	26 26				6						6
	30				7						7

(5) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保	医	看	栄	介	調	計
		長	員	員	士	師	師	士	員	員		
主としてろうあ児を入所させる	10 人	1	1		3		1 (1)			1	4	1 1 (1)
	11 16	1	1		4		1 (1)			1	4	1 2 (1)
	21 26	1	1		5		1 (1)			1	4	1 3 (1)
	26 21	1	1		6		1 (1)			1	4	1 4 (1)
	26 26	1	1		7		1 (1)			1	4	1 5 (1)

る福祉型障害児入所施設											
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職 員	施 設	事 務	児 童	保 育	医 師	看 護 師	栄 養 士	介 助 員	調 理 員 等	計
		長	員	員	指 導 員	士	師	師	士	員	等	
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	人				2							2
	5 ~ 10				3							3
	6 ~ 15				4							4
	11 ~ 20				5							5
	16 ~ 25				6							6
	21 ~ 30				7							7

- (注) ・ 医師の ( ) 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。
- ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。





<p>体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>養費の算定基準に準じて算定した額  保健衛生費 370円  乳幼児加算費 21,680円  日用品費 20,780円  指導訓練材料費 430円  看護代替要員費 160円  重度障害児支援加算費 60,890円  スプリンクラー保守管理費 310円  重度重複障害児加算費 34,300円  被虐待児受入加算費 38,000円  児童発達支援管理責任者配置費 7,690円  小規模グループケア加算費 75,940円  心理指導担当職員配置加算費 5,410円</p>							
<p>主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額  日用品費 20,780円  保育士等加算費 21,680円  乳幼児加算費 21,680円  指導訓練材料費 430円  特別訓練費 820円  重度障害児支援加算費 60,890円  重度重複障害児加算費 34,300円  被虐待児受入加算費 38,000円</p>							
<p>主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設</p>	<p>51,930円  重度障害児支援加算費 60,890円  行動障害児加算費 3,340円  重度重複障害児加算費 34,300円  被虐待児受入加算費 38,000円</p>					<p>通所のための交通費実費 5,030円</p> <p>教科書代等 5,030円</p>	<p>82,760円  さらに住居費及び生活諸費の経費を加算 141,430円</p>	<p>5級地 7,610円  4級地 5,840円  3級地 3,780円  2級地 2,810円  その他の地域 1,410円</p>

<p>主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額          保健衛生費 370円          日用品費 20,780円          看護代替要員費 160円          重度障害児支援加算費          (25%) 50,730円          (30%) 60,890円          行動障害児加算費 3,340円          スプリンクラー保守管理費 950円          被虐待児受入加算費 38,000円          重度重複障害児支援加算費 34,300円          児童発達支援管理責任者配置費 7,690円          小規模グループケア加算費 75,940円          心理指導担当職員配置加算費 5,410円</p>									
<p>主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額          指導費 252,540円          日用品費 20,780円          看護代替要員費 (指定発達支援医療機関を除く。) 160円          療育訓練費 430円          スプリンクラー保守管理費 310円          被虐待児受入加算費 38,000円          児童発達支援管理責任者配置費 (指定発達支援医療機関を除く。) 7,690円          小規模グループケア加算費 (指定発達支援医療機関を除く。) 75,940円</p>									

---

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。